

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

規則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次

- ◇規則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
健康保険法による保険医療機関の指定
土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の写しの縦覧
肥料の検査の結果
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施

別表第一の一の項中「二〇〇、〇〇〇円」を「二五〇、〇〇〇円」に改め、同表の五の項中「一三、七二五円」を「一三、八〇〇円」に改め、同表の

七の項中「八三、〇〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に改め、同表の八の項中「一〇一、五〇〇円」を「一〇一、五〇〇円」に改め、同表の

「チャンネルにあつては
一〇、二五〇円
テントハウスにあつては
四六、八〇〇円」

に改め、同表中

十 くり優良品種導入資金 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金

樹園地一〇アールにつき

四、二〇〇円

三年以内

十一 わさび新植資金 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金

畑一〇アールにつき

一一〇、〇〇〇円

三年以内

十二 輸出用球根養成(グラジオラス)資金 花(グラジオラス)の輸出用球根養成に必要な優良種球の購入に要する資金

種球を植えつけるほ場一〇アールにつき

七二、〇〇〇円

三年以内

を

十三 特殊還元土じより改良資金 特殊還元土じより改良事業
において施用する物の購入に要する資金

貸付けのつ度決定する。

三年以内

十 くり優良品種導入資金 くりの優良品種を導入するための
優良苗木の購入に要する資金

樹園地一〇アールにつき

四、二〇〇円

三年以内

十一 かき計画密植資金 かきの計画密植を行なうのに必要な
優良品種を導入するための優良苗木の購入に要する資金

かき園一〇アールにつき

一三、四〇〇円

三年以内

十二 わさび新植資金 わさびの新産地造成のためのわさびの
優良苗の購入に要する資金

畑一〇アールにつき

一一〇、〇〇〇円

三年以内

十三 かんしよマルチング栽培資金 青果用かんしよの早熟栽
培を行なうためのマルチ資材の購入に要する資金

かんしよの早熟栽培を行なうほ場一〇アール
につき

八、〇〇〇円

二年以内

十四 自然上簇促進資金 自然上簇技術を導入するために必要
な簇器の購入に要する資金

蚕種一箱につき

九、八〇〇円

三年以内

十五 特殊還元土じより改良資金 特殊還元土じより改良事業
において施用する物の購入に要する資金

貸付けのつ度決定する。

三年以内

別表第二の一の項中

四〇、〇〇〇円	三年以内	四五、〇〇〇円	三年以内
四〇、〇〇〇円	三年以内	四〇、〇〇〇円	三年以内
二五、〇〇〇円	三年以内	二五、〇〇〇円	二年以内

に改め、

同表の二の項中
「五〇、〇〇〇円(住居の
利用方式の改善のための
工事のうち主要な部分を
借受人が自ら行なう場合
は、一〇〇、〇〇〇円)」
を 一〇〇、〇〇〇円 に改める。

第二号様式(二)中2を次のように改める。

に改める。

2 事業計画

事業の種類 (該当事項を○で囲む。)		改善を必要とする理由
(1) 生活合理化設備 ア 太陽熱利用温水装置 イ メタンガス発生装置 ウ 改良便所 エ 壁ペーチカ オ 地下食品貯蔵庫 カ 透明雪囲い	(2) 住居利用方式改善 ア 寝 室 イ 居 室 ウ 子 供 部 屋 エ 炊 事 場 オ 食 事 場 カ 浴 室 キ 便 所 ク そ の 他	施行予定 着工 年 月 竣工 年 月
工事内容		資材購入費 円 円 円
電気, ガス, 水道工事等特定工事人の行なり工事内容		工事費 円
		合計額 円
		上記の7割額 円

(註) 1 「(2)住居利用方式改善」は、○で囲んだ該当事項が2以上ある場合は主要な事項1つを◎で囲むこと。

2 「ク その他」には、改善箇所の名称(例えば、雨天物干場等)を具体的に記入すること。

3 「工事内容」は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

第一の表の一の項中

塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム 防風網	耕地一〇アールにつき 二〇〇、〇〇〇円
木 材	塩化ビニールフィルム 等合成樹脂フィルム 一〇二、六〇〇円
竹 材	防風網 一〇、四〇〇円
	木 材 五七、六〇〇円
	竹 材 二九、四〇〇円

農業者等

耕地一〇アールにつき

を

(一) 木骨式 塩化ビニールフィルム 等合成樹脂フィルム 防風網	耕地一〇アールにつき 二〇〇、〇〇〇円
木 材	塩化ビニールフィルム 等合成樹脂フィルム 一〇二、六〇〇円
竹 材	防風網 一〇、四〇〇円
	木 材 五七、六〇〇円
	竹 材 二九、四〇〇円
(二) 鉄骨式 塩化ビニールフィルム 等合成樹脂フィルム	耕地一〇アールにつき 二五〇、〇〇〇円
鉄 骨	塩化ビニールフィルム 等合成樹脂フィルム 七三、一〇〇円
木 材	鉄 骨 八六、五〇〇円
竹 材	

告示

鳥取県告示第四百五十九号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十年九月十四日から施行する。

昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

に改め、同表の五の項中「一三、七二五円」を「一三、八〇〇円」に、「四、七二五円」を「四、八〇〇円」に改め、

同表の七の項中

に改め、同表の八の項中

かん水装置用資材 (チューブ、コック、継手、タンク、ポンプ)及びマルチング用資材 (ポリエチレンフィルム等)	五アール以上の野菜又は草花の不時栽培を實施する農業者又はその組織する団体	耕地一〇アールにつき 八三、〇〇〇円
チューブ コック 継手 タンク ポンプ ポリエチレンフィルム		八、〇〇〇円 六、四〇〇円 九、六〇〇円 二八、〇〇〇円 二四、〇〇〇円 六、八〇〇円

を

かん水装置用資材 (チューブ、コック、継手、タンク、ポンプ)、自動化用資材(タイムスイッチ、自動弁、電磁弁、配電費)及びマルチング用資材(ポリエチレンフィルム等)	五アール以上の野菜又は草花の不時栽培を實施する農業者又はその組織する団体	耕地一〇アールにつき 一四三、〇〇〇円
チューブ コック 継手 タンク ポンプ タイムスイッチ 自動弁 電磁弁 配電費 ポリエチレンフィルム		八、〇〇〇円 六、四〇〇円 九、六〇〇円 二八、〇〇〇円 二四、〇〇〇円 二、〇〇〇円 二、〇〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 六、八〇〇円

施設一セットにつき

パイプ蚕舎一号 一〇一、五〇〇円
 チャンネル三号 八四、〇〇〇円
 テントハウス 四一、五〇〇円

を

施設一セットにつき

チャンネルにあつては 一一〇、二五〇円
 テントハウスにあつては 四六、八〇〇円

に改め、

ボルト、ナット、座金、
タインバツクル、針金

木材 四七、四〇〇円
 竹材 二一、五〇〇円
 ボルト、ナット、座金、
 タインバツクル、針金 二二、五〇〇円

十五 特殊選元土じよう改良資金	十四 自然上蔭促進資金	十三 かんしよマルチング栽培資金	十二 わさび新植資金	十一 かき計画密植資金	十 くり優良品種導入資金
土じよう改良資材	自然上蔭器	ポリエチレンフィルム	わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)	かき苗木(鳥取県の奨励する優良品種)	くり苗木(鳥取県の奨励する優良品種)
特殊選元土じよう改良事業を施行する農業者又はその組織する団体	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等
貸付けのつ度決定する。	蚕種一箱につき 九、八〇〇円	かんしよの早熟栽培を行なうほ場一〇アールにつき 八、〇〇〇円	畑一〇アールにつき わさび苗(二万本) 一三〇、〇〇〇円	かき園一〇アールにつき かき苗木(一三、四本) 一三、四〇〇円	樹園地一〇アールにつき くり苗木(四二本) 四、二〇〇円
六月	六月	六月	九月	十月	十月
七月	七月	七月	十月	十一月	十一月

に改める。

同表中

十三 特殊選元土じよう改良資金	十二 輸出用球根養成(グラジオラス)資金	十一 わさび新植資金	十 くり優良品種導入資金
土じよう改良資材	種球(鳥取県の奨励する優良品種)	わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)	くり苗(鳥取県の奨励する優良品種)
特殊選元土じよう改良事業を施行する農業者又はその組織する団体	農業者等	農業者等	農業者等
貸付けのつ度決定する。	種球を植えつけるほ場一〇アールにつき 七二、〇〇〇円	畑一〇アールにつき わさび苗(二万本) 一三〇、〇〇〇円	樹園地一〇アールにつき くり苗木(四二本) 四、二〇〇円
六月	十月	九月	十月
七月	十一月	十月	十一月

を

鳥取県告示第四百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一の項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

名	称	所	在	地	診	療
木村医院		米子市東倉吉町			皮膚科、泌尿器科、外科、性病科	
多名部齒科医院	佐治出張所	八頭郡佐治村大字加瀬木			齒科	

鳥取県告示第四百六十一号

昭和四十年六月二十三日付で岩美郡岩美町から申請のあつた土地改良(宮橋農道橋改良)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年九月十四日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間 昭和四十年九月十七日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所 岩美町役場
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に

年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

科	名	開設者氏名	指	定	年	月	日	採	用	点	数	表
		木村 良一					昭和四十年八月二十八日			乙	表	点数表
		多名部 栄								齒	科	点数表

に基づき、昭和四十年四月及び五月に実施した肥料の検査の結果を、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち合格点数	備考
わたみ油かす粉末	撰津製油株式会社	九	〇	
第一種複合肥料	下北条農業協同組合	六	三	水溶性加里
	大栄町農業協同組合	三	〇	
	倉吉市農業協同組合	三	〇	
	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	一八	〇	